

第三級陸上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

法 規 1 2 問 } 2 4 問 1 時間
無線工学 1 2 問

法 規

〔1〕 無線局の免許を与えられないことがある者はどれか。次のうちから選べ。

- 1 刑法に規定する罪を犯し懲役に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過しない者
- 2 無線局を廃止し、その廃止の日から2年を経過しない者
- 3 電波法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過しない者
- 4 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者

〔2〕 無線局の免許人があらかじめ総務大臣の許可を受けなければならないのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 無線設備の設置場所を変更しようとするとき。
- 2 無線局の運用を開始しようとするとき。
- 3 無線局の運用を休止しようとするとき。
- 4 無線局を廃止しようとするとき。

〔3〕 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 空中線電力の偏差等
- 2 変調度等
- 3 高調波の強度等
- 4 電波の型式等

〔4〕 「無線従事者」の定義として、正しいものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線局に配置された者をいう。
- 2 無線従事者国家試験に合格した者をいう。
- 3 無線設備の操作を行う者であって、無線局に配置された者をいう。
- 4 無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

〔5〕 第三級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、陸上の無線局の1, 2 1 5 MHz 以上の周波数の電波を使用する無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができるのは、空中線電力何ワット以下のものか。次のうちから選べ。

- 1 2 5 0 ワット
- 2 1 0 0 ワット
- 3 2 5 ワット
- 4 1 0 ワット

〔6〕 無線従事者は、免許証を失ったためにその再交付を受けた後、失った免許証を発見したときはどうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 発見した日から10日以内に発見した免許証を総務大臣に返納する。
- 2 発見した日から10日以内に再交付を受けた免許証を総務大臣に返納する。
- 3 発見した日から10日以内にその旨を総務大臣に届け出る。
- 4 速やかに、発見した免許証を廃棄する。

第三級陸上特殊無線技士試験問題

法 規

〔7〕 無線局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、電波の型式及び周波数は、どの書類に記載されたところによらなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 無線局事項書の写し
- 2 免許証
- 3 免許状
- 4 無線局の免許の申請書の写し

〔8〕 総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 無線局の発射する電波が重要無線通信に妨害を与えていると認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 3 無線局が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるとき。
- 4 無線局が免許状に記載された周波数以外の周波数を使用して運用していると認めるとき。

〔9〕 無線局の臨時検査(電波法第73条第5項の検査)において検査されることがあるものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線従事者の知識及び技能
- 2 無線従事者の勤務状況
- 3 無線従事者の資格及び員数
- 4 無線従事者の業務経歴

〔10〕 無線従事者が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに総務大臣から受けることがある処分はどれか。次のうちから選べ。

- 1 期間を定めて行う無線設備の操作範囲の制限
- 2 その業務に従事する無線局の運用の停止
- 3 無線従事者の免許の取消し
- 4 6箇月間の業務の従事の停止

〔11〕 無線局の免許状を1箇月以内に総務大臣に返納しなければならないのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 無線局の運用の停止を命じられたとき。
- 2 無線局の免許がその効力を失ったとき。
- 3 免許状を破損し、又は汚したとき。
- 4 無線局の運用を休止したとき。

〔12〕 無線局の免許人は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る。
- 2 2週間以内にその旨を総務大臣に届け出る。
- 3 1箇月以内にその旨を総務大臣に報告する。
- 4 速やかに総務大臣の承認を受ける。